

漱石の家計簿

山本 芳明

はじめに

夏目漱石は、周知のように、近代日本を代表するベストセラー作家である。したがって、彼は職業作家につきものの、生活の不安定さを味わったことはなかったはずである。といっても、原稿料や印税が莫大だったからではない。朝日新聞社社員として、月給二百円と賞与で、三千円の年収があったからだ。そのうえに、印税を得ていたのである。松岡譲は『漱石の印税帖』（昭30・8刊）で、生前の印税について、以下のように推定した。『猫』以来漱石が亡くなった大正五年の末までの全部の刊行数を大雑把に十萬冊前後と推定したのであるが、春陽堂、新潮社、至誠堂の三つを合はせて印税は約一万七千円入った。そして、大倉書店・岩波書店・実業之日本社から発行した分も「全部引つくるめて二万五千円から二万七千円程度のものではなかったかと想像出来る。勿論、これ以下の事も充分有り得る」。〔法外な高率と言はれた印税をもつてしても、年に平均すると二千元前後となる〕（『漱石の印税帖』）としている。

松岡の推定どおりなら、漱石の年収は五千円に及ぶわけで、同時代の作家たちとは比較にならない高収入を得ていたことになる。大正五年の第一銀行の大学卒の初任給が四十円であること（週刊朝日編『値段の^{明治}風俗史』上 昭2・3刊）を考えれば、夏目家の収入は中流階級の域を脱していたといつてよさそうだ。しかし、夏目鏡子によれば、夏目家の生活は豊かではなかった。「一体其頃私どものところでは、長い間の貧乏生活からやゝ救はれまして、こゝ何年かはいゝ按配に、随分の大病もしたこともあり、又多人数の子供、だちも揃つて大きくもなつて、何かと物入りもあるのですが、どうやらかうやら少しづつ、残る勘定になつて居りました。勿論大した纏まつたお金の残る道理もないのですし、其当時にあつては本が売れるといつて見たところで、近頃のやうな大量出版だの何だのといふ派手なこともないので、それから知れたものです」（『自費出版』『漱石の思ひ出』昭3・11刊）。

「其頃」とは、岩波書店から『心』を自費出版する大正三年前後である。朝日新聞入社前には、夏目家の支出は「月どうしても二百円はかゝる」（『朝日入社』前掲書）ということだったので、入社後は印税が一定額残りそうなのである。それなのに、「貧乏生活」と縁が切れなかったというのである。漱石も「私は御存じの通り原稿料で衣食してゐる位ですから、無論富裕とは云へません。然し何うか斯うか、それ丈で今日を過ごして行かれるのです。」（『硝子戸の中』十五 大4・1・27^①）と述べているので、豊かな生活をしている実感はなかったらう。書簡でも、「僕も子供が段々大きくなる（筆は十五だよ）家は狭苦しい金があれば地面をかつて生涯の住居でも建てる所だがさうも行かず子供の勉強部屋もなくて気の毒な思をしてゐます」（大2・8・29付 野村伝四宛）とか、「金がない僕に岩崎の富があれば書画併せて二三十幅は是非買つて置く所です」（大2・12・8付 野上豊一郎宛）と述べていた。

「貧乏生活」の原因を特定することは難しいが、鏡子が言及した漱石の病氣、子どもの多さから来る養育費の膨張、他には、四〇〇円のピアノの購入（『日記 四』明42・6・21）などの贅沢品の購入、親類・知人・弟子への金銭的

な援助などが考えられだろう。援助は「小生から金を借りるものに限り遂に返さぬを法則と致すやに被存甚だ遺憾に候」(明41・7・1付 高浜虚子宛)、「此正月から今日迄臨時に人に借りられたり、やつたりしたのを勘定して見たら二百円になつてゐた。是では収支償はぬ筈である。」(日記 四 明42・5・16)などと、愚痴っているほどだった。明治四十二年十一月二十八日付、寺田寅彦宛書簡で、漱石は「僕の家は経済が膨脹して金が入つて困る。」ともらしている。

この「貧乏生活」から抜け出したのが大正三年頃だったことになる。その理由も気になるが、より注目すべきは、大正五年には夏目家の資産が万単位にふくれあがっていたことである。この年に鏡子は「すっかり財産調べを致しまして、いつもかういふ方面の面倒を見て下さる犬塚(注・武夫)さんの御忠告で株券を売りました金と合せて、三万円足らずございました。それを第一銀(行)かかに定期預金にしておきました。これが私共の其時の全財産であつたのでございます。それから死ぬ二十日ばかり前にかうやつていつまで定期にしておいても仕方がないといふので、又候犬塚さんにお頼みして大部分を株券に買ひ代へておい」た。漱石の死の直後には、朝日新聞社からの「義務的な掛け金」・「香典」(あるいは「功労金」)の「八千何百円稍九千円近い金」と合計して、資産は「四万円近い金」になつたという(「葬儀の前後」前掲書)。

「貧乏生活」から脱出した途端に、夏目家は資産家になつたことになる。二年ほどの間に、資産が急速に増大したのはなぜなのだろうか。印税収入が伸びたというのが第一に浮ぶ筈だろう。しかし、先に見た松岡讓の計算では、二年ではせいぜい五千円程度なので、数万円の資産が一举に形成できるとは思われない。もちろん、竹腰幸夫のように、漱石の発行部数が松岡の推定の倍以上だったのでないかと考えることもできる(「漱石作品の刊行部数と印税」常葉学園浜松大学「経営情報学部論集」平8・3)。松岡の計算が下方に修正されすぎているというわけである。ただ、

当時出版ビジネスが不景気だったことからいえば、⁽²⁾漱石だけが売れに売っていたというのも、余りに不自然である。夏目家の家計や資産の推移を見ていくと、さまざまな疑問がわいてくる。こうした疑問を解き明かす手がかりは、漱石のつけた家計簿にあった。

1

漱石は、大正三年十二月から翌年三月にかけて、自ら家計簿（「日記一三」「日記一四」）をつけている。「日記二」に「十二月から会計を自分がやる事にする。十一月は小使をのぞいて四百十円か二十円である。」という記述があり、その言葉どおりに実践したと思われる。

漱石は夏目家の十一月の支出が「四百十円か二十円」以上になること、年に換算すると、五千円に及ぶことに疑問を感じたのだろう。そのうえ、「日記二」からは鏡子とのコミュニケーションが不足しているさまが見えてくる。例えば、先の引用に続けて、漱石は「妻は筆子のために毎月十五円を貯蓄銀行にあづけ始めた。是も私には相談しない」と記している。あるいは「妻は万事こんな風に凡て自分に都合のわるい事は夫に黙つてゐる女である。さうして出来る限り夫を甘く見又甘く取り扱へば夫が自分の資格でも増すやうに考へてゐる女である。」（大3・11・8）という一節もある。漱石ならずとも、確認したくなるころだろう。

家計簿から見えてくるのは、贅沢な生活ぶりである。記載された金額を単純に加算すると、月ごとの支出は十二月約七四五円、一月約四六二円、二月約三七八円、三月約五七五円となる。四ヶ月で約二一六〇円、一年では六五〇〇円前後の支出となる。想定された年収をはるかに超えてしまう。漱石の想像以上に家計は膨張していたのである。

それでは、印税収入はどうだったろうか。家計簿に記載された印税は、十二月が計一七八円五〇銭（鈴木三重吉五八円、新潮社一〇〇円五〇銭、岩波書店二〇円）、一月が新潮社から二五〇円、二月が春陽堂から三四七円五〇銭、三月が計二八五円（新潮社九〇円、大倉書店一九五円）、総計九六一円である。

鈴木三重吉は『須永の話』（『現代名作集』第一編 大3・9刊 定価15銭）で、十一月に五版が出ている。新潮社は『坊っちゃん』（『代表的名作選集』第二編 大3・11刊 定価30銭）で、松岡の検印部数表によれば、三年が三九〇〇部、四年が五〇〇〇部である。岩波書店は『心』（大3・9刊 定価1円50銭）で「半期半期に儲を折半」（『漱石の思ひ出』）した金額である。春陽堂は縮刷本の、『坊っちゃん』（大3・11刊 定価35銭）、『艸枕』（大3・12刊 定価40銭）、『彼岸過迄四篇』（大4・1刊 1円50銭）の総計で、検印部数表に記載はないが、初版は金額から見てそれぞれ一〇〇〇部だろう。大倉書店は『吾輩は猫である』上篇（定価95銭）・中篇（定価90銭）・下篇（定価90銭）、『漾虚集』（明39・5刊 定価1円40銭）、縮刷本『猫』（明44・7 定価1円30銭）の増加分ということになる。金額から見て、松岡の検印部数表の部数とほぼ対応しているように思われる。

同時代の作家にはとうてい稼ぎ出せない金額であるが、一年で印税は三〇〇〇円程度ということになる。松岡の推定を上回っているが、これでは家計は赤字になってしまう。もちろん、この後、印税が増大した可能性はあるが、万単位で急増したとも考えにくい。岩波書店からの新作は自費出版だったし、最も部数の多い新潮社の『坊っちゃん』は定価が三〇銭で、三年、四年で八九〇〇部である。印税率三〇％としても八〇〇一円に過ぎない。ここで、漱石の収入の変化を確認するために、交詢社編の『日本紳士録』に記載された所得税額の推移をまとめた表⁽³⁾を見ておきたい。大正二年から四年の漱石の所得税は六七円、六八円で一定している。所得税額からいえば、印税が急速に増加したとは考えられない。なお、この時期、株取引によって得た収入は所得税の対象となっていない。

収入が頭打ちであるにも拘わらず、「貧乏生活」を抜け出して、万単位の資産が形成できたのはなぜなのだろうか。給与・賞与や印税以外の収入によって、資産を形成したと考えざるを得ない。鏡子の回想をもう一度確認してみよう。大正三年頃、「貧乏生活」から脱した夏目家は岩波書店に資金を援助した。⁽⁴⁾ その際に貸したのは三千円の株券だった。少しずつ残るようになった印税を株に代えるようになっていたというのである。「其儘銀行にねかせておいてもつまらない。確かな会社の株券を少しづつでもいゝから買っておくと、自然子が子を生むやうになつていゝものだと教へられ、そんなことには一切無頓着だった私どもも、成る程それはさうだと感心しまして、丁度小宮さんの叔父さんで、ロンドンでお識り合いになつた犬塚さんが銀行の重役してらして面倒を見てやらうと仰言るのをいゝ事にして、小金がたまると犬塚さんのところへお届けして、すこしづつ株券を買つて頂いておいたのです」（『自費出版』）。

こうした株の購入によって、万単位の資産を形成する端緒が開かれたと思われる。漱石の小宮豊隆宛書簡には、「第一銀行の株は其後又下がつた様だよ。」（明41・7・30付）とか、「犬塚氏への金子貳百九円は愚妻より御渡し候由先方への御届の上は御苦労ながら例の株も手に入り候節は御持参願上候」（大1・9・28付）といった株の取引に関する記述があった。こうした運用の結果、漱石は「私は金を五六万円持つて支那を漫遊して好きなものを買つてあるきたい」（大3・6・2付 橋口貢宛）という夢の実現にもう一步というところに来ていたのである。

漱石の実生活は、『道草』に描かれた「貧乏生活」とはほど遠いものに、『明暗』でいえば、藤井や小林、津田とお延ではなく、小林のいう「金持」である岡本や吉川の方に近づいていたことになる。大正五年十二月に死んだ漱石に、自らの変貌を把握する余裕も機会もなかったと思われるが、もし、そのチャンスがあったら、どのような世界が描かれることになったのだろうか。

ただし、こうした堅実な株の取引だけでは、万単位の資産を得ることはできなかったはずだ。大正五年の「財産調

べ」では、鏡子が、犬塚武夫⁽⁵⁾の指導を受けながら、株を売って万単位の資金を得て、また、その資金で株式を購入している。鏡子の思い切った株取引によって、万単位の資産は形成されたのではないだろうか。

主語を鏡子としたのは、生前最後の株の運用に漱石は全く関わっていなかったからだ。定期預金を解約して株式を購入したのは、鏡子の判断で「其の話を一度夏目の耳に入れて置かうと思つてゐるうちに、たうとう吐血したりしてどつかと床について了つたので、言ひ出すわけにも参りません。其うちにいゝ按配に少し落ちついた時を見て申しますと、うむ、さうかく」と言つた切りでございました」（『葬儀の前後』）。

つねに鏡子独自の判断で株の取引を行っていたわけではなかったろうが、逆に、この時だけだったとも思われない。鏡子は『漱石の思ひ出』の中で、漱石が「金には執着の少かつた」（『猫』の出版）人物であり、金銭には「呑気な性分」（『自費出版』）だったことを繰り返し指摘している。⁽⁶⁾その一方で、自分が家計を取り仕切っていたこと、自分の有能さを強調していた。例えば、岩波書店に三千円相当の株券を貸した際に、契約という形をとつたのは鏡子自身の提案で、漱石は「そんなに迄するのは気の毒な位に思つた」程度だったと述べている。（『自費出版』）。

『漱石の思ひ出』には、夏目家の資産形成に関する、鏡子の謙虚な自負が漂っている。葬儀の際に、中村是公からの援助を辞退して、自分の意志を通したのは、自ら作りだした「三万円」の資産を持っていたためだった。鏡子は「葬式位自分の手で立派に出したとて、後はいくらかづゝ本が売れてくれゝば株券の配当なども少しはあつて此分なら先づゝ細々ながら子供を育てゝ行けようといふ見当もついたので。実際、主人が亡くなつて、御葬式を人様に御迷惑をかけて出したとあつては申せない上に、これ位は自分達一番親しいものゝ手によつて、よそゝしくなく出したいといふのが私の肚^{はら}だったのでございます。」（『葬儀の前後』）と、自らの思いを語っている。

寺田寅彦によれば、中村是公から「財産所得全部知人にて保管し月費はあてがい扶持にするを可とす」という提案

がなされたようだ。寺田は「実行困難ならんか」（「日記」大6・2・4『寺田寅彦全集』第20巻 平10・9刊）と感じている。また、寺田自身も「六人の御児様」のいる夏目家の経済的な先行きを心配していた。小宮豊隆に「物価の漸高金利の低落は別としても不時の災害病難の為不時の入費も覚悟せねばならず、又教育の終ると同時に財力がzeroになるのも心細い事ですし私等の様な肝玉の小さい人間には不安の念に絶へられません。」（大5・12・27付書簡『寺田寅彦全集』第25巻 平11・3刊）と述べている。

しかし、漱石の友人・弟子たちの不安は株の運用に自信を持っていた鏡子によって一蹴されたと思われる。犬塚からも、折りからの大戦景気に基づいた楽観的な見通しが述べられていた。小宮宛書簡には「犬塚さんの御計算を承つて余程安神は致しました」といった一節がある。

そのうえ、鏡子にとって、事態は思っても見なかったほど好転することになる。漱石の死後、著作が急激に売れ出したのである。大戦景気というバブル期に入った日本経済と呼応するように、漱石ブームが発生した。残念なことに、漱石はバブルという重要な局面を体験しそこなったのである。

2

松岡の「漱石の印税帖」によれば、大正六年から十二年八月末までの単行本からの印税は「概略十六万円見当」である。そして第一回（大6・12・8・11 全14巻）、第二回（大8・12・9・12 全14巻）の全集の印税は「第一回分は大略五万五千円、第二回分が九万円余り」の、「合せて十四万五千円程」なので、計「三十万円を超える事になる」というのだ。生前、年平均「二千円前後」だった印税が二十三倍近い四万五七五〇円に伸びていたのである。大

正九年三月に始まった不況によって、日本経済が長く沈滞したことを考えれば驚異的な数字である。漱石ブームは大戦景気終了後も継続していたのである。

松岡は関東大震災後の発行部数を正確に把握していないために、印税の全体像を提示していない。松岡は、第三回（大13・6〜14・7 全14巻）の全集が「二十三万五千円程」、普及版全集（昭3・3〜4・10）が「全二十巻を平均して」「内輪に八万と踏んで毎回一万六千円、二十回で二十二万円といふ数字が出るが、事実はそれよりやや多い目であらう。」とする。そして全集が出版されている時期でも単行本が売れていたことを指摘していた。春陽堂は大正十三年に「二万四千円余」、十四年に「一万二千五百円余」の印税を納めていた。新潮社の『坊っちゃん』も大正十三年から十五年にかけて、「毎年八千部平均売つて居た」（『漱石の印税帖』）と述べていた。

松岡の数字を検証するために、表2、表3を作成した。表1と同じく、『日本紳士録』記載の所得税額を記載したものである。著作権を継承した夏目純一の所得税額を見ていこう。第二十九版が二七〇六円、第三十版が二一一円であるのは、第三回全集のためだろう。普及版全集によって、数値が伸びているのは、第三十三版の四七〇三円、第三十四版の一万五八二二円、第三十五版の一万六六一八円だろう。決定版全集（昭10・10〜12・10 全19巻）の影響と思われるのは、第四十二版の九八二五円だと思われる。ただし、所得税の課税の仕方が変更されるので、単純に数値が伸びているわけではない。表には比較するために、現役の小説家の数値を記載した。

例えば、菊池寛を見ると、第二十九版は一六五円、第三十版は二七一円である。流行作家であっても漱石には遠く及ばない。第三十三版は四四一二円、第三十四版は三六二七円、第三十五版は二八七六円である。第三十三版はほぼ同等の数値だが、夏目純一は文藝春秋社の社長でもある菊池以上の所得税を払っていた。全集の印税が入らなかった時期の所得税も三桁に及ぶことが多い。横光利一や川端康成クラスの純文学系の現役作家とは比べものにならないぐ

らしいの高収入があったことがわかる。まさに、夏目家は印税成金となったのである。

こうした印税収入をもとに、鏡子は漱石の死後、贅沢な暮らしを満喫することになった。『漱石の思ひ出』では、大正七年に「三百四十坪ばかり」の土地と家屋を購入し、漱石山房、「書齋居間の二間を記念の遺室として保存」して、後は取り壊して新築の家を建てたことが述べられ、大正八年に全集が完成し、大正九年秋に「東京京都大阪で漱石遺墨展覧会を催し」（「其後の事ども」）ことが誇らしげに述べられている。

漱石の孫にあたる、大正十二年生れの松岡陽子マックレインは「小さい頃の私が覚えている祖母はこんな生活だった。冬はお正月過ぎてから湯河原の天野屋旅館で二カ月ほど避寒し、春は京都の都ホテルに泊まって祇園祭を楽しみ、夏は日光中禅寺湖ホテルで避暑、というような豪華な生活を送っていた。京都へ行くときはいつも私たちは駅に見送りに行った。その頃では最高級の、東海道線の一等展望車に乗っていた。」（「祖母鏡子の思い出」『漱石夫妻 愛のかけ橋』平19・10刊）と回想している。松岡陽子は、鏡子がこうしたライフスタイルをとった理由について次のように分析している。

（前略）祖母は裕福な家庭に育ったが、結婚後の二十年間は子だくさんで経済的に切り詰めた生活をした。その祖母が、夫の死後印税収入により裕福になったとき、気前よさなのか、浪費性なのか、生来の性格が戻ってきたのも無理はなかったろう。

当時の未亡人は、三十九歳という若さであっても、六人の子持ちの上に著名な作家の未亡人であれば再婚したり、また現代のように、男性との新しい出会いを楽しむなどは考えられなかった。子供たちを不自由なく育てる以外に、自分の好きなように暮らし、気前よくお金を振りまくことが、祖母に与えられた唯一の楽しみであったことは容易に想像できる。（同前）

こうした彼女のライフスタイルが弟子たちにいい印象を与えるはずはなかった。寺田寅彦は大正八年七月十六日付の小宮豊隆宛書簡でこう述べていた。「今日夏目夫人がわざわざ御来訪被下まして結構な御紋付の羽織を頂戴しました、難有い事は難有いですが此の御紋付の意味が小生にはよく分りかねます。先生から下さったのなら格別だし又先生御存生ならば多分此れは下さるまいと思ひますがどうでしやう。君だけに一寸不平を洩します、悪しからず」『寺田寅彦全集』第26巻 平11・4刊)。鏡子が自分たち弟子を出入りの職人扱いにすることへの困惑が述べられている。また、大正十二年七月三十日に、新築後初めて、夏目家を訪問したときの印象も芳しいものではなかった。「思ひついて夏目さんへ行つた、六年目位だと思ふ。新築が出来てからはじめてゝある、奥さんや子供達は軽井沢へ行つて留守で松岡夫妻だけ居た。奥さんや松岡君の絵を見た。立派な普請である、知人の中で此れだけの家に居る人はない。何だか先生に氣の毒に感じた。」(『日記』『寺田寅彦全集』第22巻 平10・11刊)。

寺田のような初期の弟子にとっては、このような鏡子の姿は『吾輩は猫である』の珍野苦沙弥の妻や『道草』に描かれたお住ではなく、金田夫人や『明暗』の吉川夫人のように見えたのではあるまいか。また、白井道也の「金のあのものが高尚な労力をしたとは限らない。換言すれば金があるから人間が高尚だとは云へない。金を目安にして人物の価値をきめる訳には行かない」(『野分』十一)という演説を思い出し出したかもしれない。

もし、鏡子が金を使い果たさなければ、問題は起らなかったのかもしれない。しかし、鏡子は漱石の印税を見事に蕩尽してしまった。松岡陽子はこう説明している。「夫の死後に印税収入が増えてからは、生来の寛大さで、節約など念頭になく、豪快にお金を使った。／＼だから、莫大な収入があったにもかかわらず、祖母はすぐに使い果してしまい、税金を支払う頃は、お金がなくなりました。時には、支払い期限が迫り、税務署から派遣された検査官が来て、家中の家具を押収しようと、赤紙を貼っていったそうだ。その光景を思い出して、本当に厭だったと母がよく言

っていた。／＼そういう時は、祖母は出版社から前借りして、税金を支払ったという」（同前）。

中村は公らの心配が的中したというわけである。しかし、一人の女性が「豪快にお金を使った」だけで漱石の印税を蕩尽できたのだろうか。現代の貨幣価値に換算することは困難であるが、例えば、普及版全集の印税は少なくとも五億円前後にはなっていたはずである。このような大金を蕩尽した理由を教えてくれるのは当時の新聞記事である。

3

昭和六年十一月十八日付「読売新聞」朝刊は鏡子が漱石山房を去るとして、こう報じている。「漱石の小説のころ／＼に出て来るいたつて迷信家で如何にも貴族的な気前の好い婦人鏡子未亡人は、人も知る故中根貴族院議長の令嬢に生れて大胆な世間見ずだった。何よりも一か八かの大仕事が好きで、漱石の存生中からしこたま買ひ込んだ株券のことから突如、麴町有楽町東日本炭鉱から株金の支払請求訴訟を提訴されたり、宝町三越前に女婿松岡讓氏を社長とする『美久仁真珠会社』を設立して大失敗をした苦い未亡人の経験は有名な話——／＼漱石の没後、未亡人は折角野趣豊かな漱石山房を惜しみなく破壊して派手な御殿風に造りかへ、小間使ひ、下女、下男植木屋など七八人の雇人を従へて、当時月に五六百円の奢朗なる生活をはじめて悠々迫らなかつたものだ。或る時には同家に入出入する一人の男が九千円から借金したのを気前よく現金でなげ出して助けてやり、一向それを鼻にかけるのでもなく淡々とした／＼の気持ちの反映は事毎に未亡人をして家庭人の資格から遠ざからしめてゐた。ところが今や寄る年波には打ち勝てず、竹を割つたやうな未亡人の気性はたちまち一転して、この二三年來といふもの全く昔を忘れた人のやうに、毎月故人の命日である九日に集まる（中略）故人の門弟諸氏と共に夜をあかして静かに語ることを唯一の心境とし、また何よ

りの慰めとするやうになった。そして逢ふ人ごとに優しい母性愛を見せて『純一が帰朝したらどうかあの子のために大々的なヴァイオリン独奏会を開いて下さい』など、美しい欲望に燃えてゐる」（『秋寂し、『漱石山房』／女あるじ去る』）。

鏡子が漱石山房を出る理由については、森田草平の「山房を売りたいといふことはもう暫く前から未亡人が希望してゐたことですが、不景気の折から好い買ひ手もなく、目下小人数なのに家がダダツ広いので費用が嵩むばかりだといふので未亡人も意を決して今までの貸家を建て直し、思ひ出ある山房を立ち去ることになった次第で、かくなつた未亡人の嬉しい心懸けには私も感服してゐます。」（『名作の夢つゝむ／書齋そのまゝ』同前）というコメントが紹介されている。

月々の支出が「五六百円」に膨張し、出入りの者に「九千円」を現金で担保も取らずに提供するなど、確かに「豪快」な使いっぷりである。ただし、こうした浪費だけで夏目家の資産が食いつぶされたわけではなかった。記事で言及されていたように、鏡子が密かに自信を持っていたはずの資産運用の「大失敗」が問題だった。しかも、この「大失敗」はこの時点でも未解決だった。

記事では、鏡子の「心境」の変化や「心懸け」から、漱石山房の売却が希望されているように思われるが、山房の売却は経済的な窮地を脱するために必要だった。もちろん、昭和恐慌の中、都合良く買手が現われるはずもなかった。その結果、深刻な事態が発生する。昭和六年七月十八日の「東京朝日新聞」夕刊は、「大正十五年四月破産となつた銀座の美久仁真珠株式会社破産管財人（法博猪股淇水氏）は同社の財産整理中故夏目漱石氏の未亡人鏡子こときよ子さんを相手どつて十七日東京区裁判所に破産を申請した／美久仁真珠は漱石令嬢^{てんご}栄子さんの夫松岡讓氏が一時社長となつた事があり、その関係から鏡子未亡人も同社の株主となつたが、同社破産と共に未払株金五千余円ある事が発見

されて、昭和三年に猪股破産管財人は鏡子さんの衣類を差し押さへ競売したが五十円位しか得られなかつたので、今回未払込株金五千円に基いて破産申請をしたものである」（漱石未亡人に／破産申請／美久仁真珠のもつれ）と報道している。

なお、昭和三年の競売のことは、昭和三年四月八日「東京朝日新聞」朝刊の「故漱石の遺族に／三万円の請求訴訟／譲渡した真珠会社の株券から／とんだ痛い目の災難」から判明する。昭和三年四月七日、破産管財人の猪股は鏡子・夏目伸六・松岡らに「株式競売不足金三万四千九百六十五円の請求訴訟」を起こした。彼らは会社が破産した後、所持していた「三千余株」を全て譲渡した。しかし、その譲受人が「会社側の第三回目払込に応ぜず」「遂にその株の権利を失」い、昭和二年九月二十三日に東京区裁判所で株が競売にかけられてしまう。しかし、「一株にあてると金一銭といふ涙金」にしかならず、「法律上から支払義務がある」鏡子らが訴訟されことになったのである。

破産した会社の株が安いのは当然である。それなのに請求が高いのは資本金一〇〇万円の会社だったからであり、会社創立時に鏡子たちが一部しか払い込んでいなかったためだろう。支払っていない差額分が請求されていたのである。

鏡子は「さうなるだらうとは存じてゐました。会社があゝなつて株を譲渡すことを会社の方へ依頼しておきましたので、譲受人がどんな方知りませんが、たゞ今私共はそんな金を支払ふ能力がありません。財産は御承知の様に夏目純一の名義になつてしまつてゐますから、まあ飛んだ飛ばつちりが来て災難です」とコメントしている。

この問題が深刻化したのは、関東大震災後だった。大正十四年五月十六日付「読売新聞」朝刊に美久仁真珠株式会社は「人造真珠製造業を営みて相当の成績を挙げて居たものであるが、近来の不景気の為に商売が不振となり、又他の銀行に三十四万円の債務を有し、殊に一昨秋の大震災には丸焼けとなるなどの不運に遭遇して、多大の打撃を受け

て居るので、審理の結果は破産は免れないだらう」（「真珠会社に／破産申請／手形の不払で」とあった。

この会社は、開業時に「本邦主要の装飾品なる真珠の養殖加工販売を目的」とし、「日英米の特許を得たる魚眼を加工せる、天然真珠と其光沢沢ぶ処なき程の物を安価に、又一般真珠宝石品具をも売出す由」（「美久仁真珠開業」 「読売新聞」大9・5・8朝刊）と報ぜられた。大正十年の「歳末大売出し」、同十一年のクリスマス売出しなどの広告が「読売新聞」「東京朝日新聞」に掲載されているので、少なくとも開業から三年間は営業していることがわかる。

杉江重誠は『日本ガラス工業史 昭和二十四年版』（昭25・1刊）で、「外掛模造真珠即ち人造真珠は、無空のガラス珠に太刀魚の魚鱗溶液を塗つて作つたことに始まる。これ即ち外掛真珠の名称が起つた所以である。大正六年頃には、支那産のドブ貝を原玉げんたまとし、これに着色液を塗つて作つていたが、大正八年（一九一九年）頃にガラス玉を原玉とし、これに塗布着色する方法が発明されて以来、人造真珠工業は急速に発展」し、「輸出は大正八、九年」「頃に始まり、年を逐うて急激に発展した。」と述べている。美久仁真珠株式会社はこのブームをいち早く捉えて創業したと考えられる。

会社の実態は、『第二十五版 銀行会社要録』（東京興信所 大10刊）によれば、設立大正八年十二月、株数二万、資本金一〇〇万円である。一株は五〇円となる。払込額は資本金の四分の一の二五万円、大株主の一人として松岡が一〇〇〇株を保有していたとある。「繰越及当期純益金」は三万二八円である。

しかし、同前第二十七版（大12刊）に掲載された十一年十月三十一日付の決算では、資本金・株数は変わらず、資本金払込額が三九万八二〇〇円に増加している一方、「繰越損失金」が八万七二六円、「当期損失金」が二万四八二七円となっていた。経営状態が悪化していることがうかがえる。資本金払込額は、この後のどの版でも同じである。ま

た、松岡の名前は、経営者としてはどの版にも掲載されていなかった。ただし、大正期に発行された『日本紳士録』で、松岡が唯一掲載された第二十七版（大11・12刊）の肩書きは「美久仁真珠（株）取締役」だった。

松岡陽子は、「漱石の遠い親戚にあたる阿部一郎氏から聞いた話」として「祖母は多大な印税収入を何かに投資したいと考え、父に真珠のビジネスを始めるように勧めたそう。しかしうまくいかずに、大損を出したときいた。文学にしか興味はなく、ビジネスの才能など少しも持ち合わせなかった人には無理な話ではなかったろうか。母は何も知らなかったのか、それとも父の失敗談を話題にしたくなかったのか、母の口からは一度も聞いたことがなかった。」（漱石について聞いたこと、思ったこと「前掲書」と言及している）。

鏡子たちは大戦景気の中、無数に誕生した泡沫会社の一つを創設して、濡れ手で粟をつかもうとした。『それから』に描かれていた三千代の真珠の指輪が「紙の指輪」に変換されたような〈鍊金術〉を大々的にやろうとしていたとも、あるいは、白井道也が「金は労力の報酬である」のに、「労力なしに金を攫んでいる」と非難していた「相場師」（『野分』十一）をめざしていたともいえるだろう。結局、その試みは水泡に帰した。しかも、その損失は印税成金であつてもカバーできる金額ではなかった。

例えば、保有していた株が三千株に及んでいたら、払込みは四〇％程度なので、請求は九万円程度になる。また、銀行の負債が報道通り「三十四万円」に及ぶとすれば、「三十万円」という印税以上の負債となる。そのうえ、鏡子は株の運用にも失敗していた。もちろん、大正九年三月十五日の株の大暴落に始まる恐慌、続く関東大震災によって、日本経済自体が不景気だったわけで、株の運用で利益をあげることは至難の業だった。問題は、鏡子が堅実な取引ではなく、泡沫会社の株を買ったことだった。それが、新聞記事にあった「東日本炭鉱から株金の支払請求訴訟」だった。

事件の詳細は確認できていないが、美久仁真珠の場合と同様に、購入した株に対して払い込んだ金額が少なかったための請求だろう。東日本炭鉱株式会社は大正七年八月七日に株式の一般公募が開始されたが、翌々年には、創設者の河野英良について、「東日本炭鉱等を好景気に乗じて一気呵成に成立させたが、何れも成績不良欠損続出で、悩んで居る有様、殊に最近警視庁に召喚されて、取調べを受けたとか云ふので、噂が噂を生む結果となつたのであらう。」〔不景気渦中の泡沫会社製造屋〕「日本一」大9・9」という記事が出ていた。⁽⁷⁾したがって、美久仁真珠の問題が深刻化する以前に解決している可能性が高い。だが、解決と同時に、夏目家は少なからぬダメージを受けていたはずだ。美久仁真珠の問題を乗り切るために必要なものは金銭だが、株の運用が失敗していたとすると、残るのは土地・家屋の売却だった。⁽⁸⁾そのため、弟子たちは否応なしに夏目家の窮地を知ることになった。

4

寺田寅彦も対応に追われた一人だった。寺田は海外留学中の小宮豊隆に宛てた書簡で、「野上(注・豊一郎)君に会つて聞いたが夏目さんではあの家を売り度いと云つて居るが、例の先生の室の保存が問題になつて居るさうです。何処かでそっくり保存してくれ、ばい、が大学などではとてもやつてくれさうもない、どうしたらいいか僕には案が立たない。」(大13・1・16付『寺田寅彦全集』第27巻 平10・5刊)と述べている。続く、二月十三日付の書簡では「早稲田の家を売るについて、書齋ツキヤの事が問題になり、先週の金曜にあすこに集合して相談がありました、又明後日の金曜に寄る事になつて居る。」(同前)とある。

土地売却の代替案として全集発行が浮上したことがわかるのは、三月十六日付の小宮宛書簡である。「全集の事で

は阿倍（注…安倍能成）君から御相談が行った事と思ひます、何しろ君の留守では妙に工合が悪い』書齋問題も詳しい御報をするつもりで居てまだ申上げません、一寸行悩みの形です、全集さへうまく行けば、さう差しかゝつた事でなくなりましよう」（同前）。四月十三日付の書簡では、「電車で岩波（注…茂雄）君に逢つて聞きましたか、今度の全集もどうかものになりさうという話でした」（同前）とある。予約終了後の六月七日付書簡では「漱石全集が一万何千とか申込があつたさうで、凡ての問題は少くも一時決着しました」（同前）と報告している。

この第三回全集の印税は「二十三万五千円程」に及ぶが、夏目家が窮地を脱することはできなかった。それは、大正十四年五月に美久仁真珠が破産申請される直前に、鏡子が土地・建物を売却しようとしていたことから判明する。

報道したのは「読売新聞」で、鏡子が「家族もだん／＼少なくなり、それにこんな大きな家に居ては費用もかゝりますから、買ひ手があれば土地家屋共で十五万円位ならば手離すことに致して居ります。漱石山房ですか、あれだけは立ち退くとしても持つて参ります。私一代の間は適当な保存法のない限り自分の手で保管することにして居ります。」（「遺族を訪ねて……」（十二）——夏目漱石）大14・4・23朝刊）と語っている。その続報にあたるのは四月二十七日朝刊の社会面に掲載された「松岡夫妻は京都に去り／『漱石山房』が売物／家族がへつて鏡子未亡人は◇……十万円以上に売るつもり」である。

これらの記事には、売却の主因である美久仁真珠株式会社の破綻についての言及はないが、経済的な問題であることは暗示されている。何よりも驚くのは、「二万円」の土地と「四万円」の建物を、不景気の中で「十五万円位」に売ろうとしていることである。問題の深刻さが見えてくるだろう。寺田が述べたように「一時決着し」ただけだったのだ。この年、「読売新聞」以上に詳細に報じたのは「東京日日新聞」の「売物に出た『漱石の家』／士族の商法が崇つて／一家を挙げて郊外に住住ひ／あはれ、未亡人の嘆き」（大14・11・29朝刊）だった。

記事では、「十五万円の価格」で売らねばならぬ事情について、巨額な印税目当ての人物によってだまされて、泡沫会社の設立に出資させられたためとこう報じている。松岡が「名目ではあつたものの、社長といふ責任上、年余を出でずして夏目家からこの会社のためにまづ三万円、相次いで損失の補填を持込まれた。今更あわて驚いた未亡人は松岡氏をして社長を辞せしめ、自分も株主たることを断つたが、同会社は今なほ夏目家を看板にして、そのまぼろしの如き存在を丸ビルに留めて、未亡人の心を脅かしてゐる。松岡讓氏が哲学者であり、かゝる宮利の事業に携はつたには理由もあつた。氏は文壇における仕事の不遇であり、『法城を護る人々』が不当な批評裡にあるにあきたらず、実業によつて巨富をなし、劇芸術上の仕事を完成する意志を抱いたのと、これを筆子夫人が賛成したによる。未亡人もまた松岡氏の心境に同情して、この計画に敢て反対しなかつた。夏目家としては向ふ五ヶ年間になほ払ひこむべき持株があるが、それはこの十一月中旬から間に弁護士を立てゝかたく断らうとしてゐる」。

記事は松岡が「この会社との紛糾を避け社長の地位を去つて去秋から京都北山に移り『法城を護る人々』の続編に筆を執つゝある」と報じて、鏡子の「事實は悪い人達にだまされてひどい目に逢ひ、多額の金を失つたために生活の建てなほしをやる気持になつた訳です」というコメントを載せている。

しかし、「建てなほし」に成功しなかつたことは、これまで紹介してきた新聞記事で明らかだろう。ちなみに、昭和三年の場合も、夏目家を救つたのは全集刊行だった。それは、小林勇の「このころしきりに漱石全集の普及版を出せ」という読者の要求があり、また夏目家には金が必要な事情があつたので、とうとう普及版を出すことになつた。」〔昭和三年〕『惜櫟荘主人——一つの岩波茂雄伝——』昭38・3刊）という証言から確認できる。

ただし、昭和六年の「読売新聞」記事からわかるように、普及版全集によつても夏目家の経済が安定することはなかった。巨額だと思われがちな漱石の印税であっても、夏目家の財政危機を救うことはできなかつたのである。大戦

景気の中でふくれあがったバブルの大きさとともに、日本近代文学の経済規模の小ささを実感させられる事実である。しかし、鏡子はこのような状況であっても、松岡陽子の回想にあったように、ライフスタイルを変更することはなかったようだ。漱石の印税を「豪快」に使いながら、土地と家屋を売却する機会を求め続けていた。⁽⁹⁾例えば、昭和十四年五月十七日の「読売新聞」朝刊には「こゝに浮世の『明暗』／漱石の家売物に／逝って廿四年、数々の傑作生れた／遺愛の書齋はどうなる」という記事があった。

結局のところ、鏡子が頼れたのは岩波書店しかなかった。鏡子は何度も岩波茂雄に援助を要求したと思われる。両者の関係が転機を迎えたのは、久米正雄の伝えるエピソードによれば、「太平洋戦争がまだ、さう苛烈でない頃」である。久米は松岡から銀行の抵当に入っている漱石山房を夏目家に取り戻し、保存するための相談を受ける。そこで、久米は岩波茂雄の助力を得ようとするのだが、岩波は金銭的な援助を拒否した。支配人が「岩波の方から云へば、もう夏目家に対して尽すべき事を尽したから、これ以上は、金の件だったら何とも致し兼ねる、と云ふ事務的な返事」(『風と月』昭22・4刊 引用は同年9月刊の再版による)をしたというのである。こうした冷たい対応は、それまでの巨額の金銭的な援助をしたことに加えて、岩波書店が拡大していく中で、ビジネスに占める漱石の割合が低下していったことから生じた可能性⁽¹⁰⁾がある。

そして、決定的な事件が昭和二十一年に起る。桜菊書院から全集が発行されたこと、漱石が商標登録されたことだ。事件の推移については、矢口進也の『漱石全集物語』(昭60・9刊)がくわしい。矢口は昭和二十一年十二月末日に著作権が消滅することへの夏目家の焦りから生じたと見ている。商標登録は、著作権を失う代わりに、作者名・作品名などを使用した者に商標使用料を支払わせようとしたものだ。矢口の指摘で興味深いのは両者の漱石観の対立である。「自分も門弟と思ひ、また小宮豊隆を中心に、漱石の完全な全集を作ろうとした岩波は、漱石を崇拜する姿勢だ

ったが、遺族にとつての漱石は、言葉はよくないが、『金づる』だった」(『桜菊書院の登場——昭和二十一年——二十年』)。

この指摘の正しさは安倍能成のコメントによって検証できる。安倍は「遺族の人達は三十年間漱石先生の労作によりひたいに汗せずしてぜいたくな生活を送つてこられたのだ。もうこれ以上は先生の労作を国民の前に解放していいのである。良書として残すためなどと言つていろいろだが、本当はやはりいつまでも漱石先生の力にしがみついていると思ふ情けないころの現れであらう。(中略) 漱石先生の作品を商品なりに商標登録を受けることよりも漱石を愛せずして漱石を食ひ物にする遺族の人々の心事をわたしは悲しむものである」(『漱石商標——各方面に非難の声あがる』「朝日新聞」昭22・8・24朝刊)と述べていた。

「遺族」^(U)が漱石を「食ひ物」扱いするとは、彼らが「夏目漱石」という固有名までも金銭に換金できる〈符号〉に変えようとしたことに対する痛切な非難である。安倍の主張は、弟子だけあって、漱石の主張を受け継ぐものといつてよい。

例えば、漱石は『永日小品』の「金」に出てくる空谷子に、「金はある部分から見ると、労力の記号だらう。所が其の労力が決して同種類のものぢやないから、同じ金で代表させて、彼は相通ずると、大変な間違になる。例へば僕がこゝで一万噸の石炭を掘つたとするぜ。其の労力は器械的の労力に過ぎないんだから、之を金に代へたにした所が、其の金は同種類の器械的の労力を交換する資格がある丈ぢやないか。然るに一度此の器械的の労力が金に変形するや否や、急に大自在の神通力を得て、道徳的の労力とどんぐり引き換へになる。さうして、勝手次第に精神界が攪乱されて仕舞ふ。不都合極まる魔物ぢやないか。だから色分にして、少し其の分を知らしめなくつちや不可んよ」と主張させている。安倍は、市場社会の中であっても、漱石の〈神聖〉な労力を区別して扱ふべきだと主張しているのであ

る。

一見、鏡子たちの方が分が悪そうだが、商標登録は権利ビジネスの先駆的な試みといえるだろうし、岩井克人の指摘を借りれば、漱石の主張には問題があった。岩井は「おカネの前ではどんな人間でも、一〇〇円持っていれば、一〇〇円を持っている人間として扱われます。人種も性別も身分も、敵か味方かも超えて、人間を同質な存在にします。その結果、人間は人種や性別や身分などに縛られず経済活動を行う自由を得ました。一度自由を知った人間は、決してその自由を手放そうとはしません。」（「2015年の資本主義論 ドルが基軸通貨ではなくなる日は来るか」 「中央公論」平27・7）と指摘していた。

つまり、漱石の言説とは違って、金銭の色が一色であるからこそ人間は「同質な存在」として「自由」に振る舞えるのである。そのことから生ずる可能性を否定しようとする漱石の言説や、その漱石を神格化しようとする弟子たちに対して、鏡子は、結果として、自らの経済行為によって強烈に反発していたといってもよいだろう。もし、そのことが鏡子悪妻説につながっているとしたら、悪妻とは（賛辞）にもなっている。なぜなら、鏡子が市場社会の中で、漱石を「金づる」・「食い物」として金銭と徹底して交換したことは、戦後期、高度経済成長期における出版社・アカデミズムなどの二重基準を鋭く浮き上がらせるからだ。彼らがいくら漱石を神格化し正典として扱おうが、「金づる」であったことに違いはないはずだ。

表1 『日本紳士録』による所得税額

単位は円。* は未調査。×は記載なし。△は所得税額の記載なし。●は営業税。版数の後は刊行年月。

	8 版明 35・12	9 版明 36・12	10 版明 38・12	11 版明 39・12	12 版明 41・1	13 版明 42・1	14 版明 43・1	15 版明 43・12	16 版明 44・12	17 版大 1・12	18 版大 2・12	19 版大 3・12	20 版大 4・12
夏目漱石	×	22	*	*	62	94	94	94	93	93	67	67	68
夏目直矩	×	6	*	*	16	×	×	×	×	×	×	×	×
森 鴎外	76	76	*	*	194	322	325	367	383	385	243	279	279
坪内逍遙	20	23	*	*	78	78	78	78	78	78	78	53	54
巖谷小波	×	10	*	*	41	41	78	78	78	78	72	72	73
内田魯庵	×	10	*	*	23	52	52	52	51	51	37	37	37
幸田露伴	6	×	*	*	34	35	62	34	34	41	23	23	26
永井荷風	×	×	*	*	×	×	×	28	△	27	23	26	△
野間清治	×	×	*	*	×	×	×	×	21	×	×	×	×
佐藤義亮	△	×	*	*	×	×	×	×	×	36	26	32	34 ● 62

田山花袋・島崎藤村・徳田秋声は18版に△。

8版は、所得税5円以上を納入した者、または電話を所有する者。なお、27版まで所得税法は公債、株券債権等からの所得に課税していないという注記がある。

9版は、所得税6円以上を納入した、または電話を所有する者。

12版・13版は、所得税15円（非常特別税を含む）以上を納入した者。

14版は、所得税19円（非常特別税を含む）以上を納入した者。

15版から18版までは、所得税21円（非常特別税を含む）以上を納入した者。ただし、18版には「非常特別税を含む」という条件はない。

19版・20版は、所得税21円以上を納入した者、または営業税61円以上を納入した者。

表2 『日本紳士録』による所得税額 ×は記載なし。△は所得税額の記載なし。●は営業税。—は死後の発行のため記載なし。

	21版大5・12	22版大7・1	23版大8・3	24版大8・12	25版大9・12	26版大10・12	27版大11・12	28版大13・12	29版大14・12	30版大15・11	31版昭2・9	32版昭3・7
夏目鏡子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
夏目純一	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
森鷗外	168	137	308	354	354	258	490	244	2706	2111	134	317
坪内逍遙	61	60	57	75	75	65	236	167	415	482	618	519
鎌合小波	82	28	70	70	173	144	171	242	171	171	170	171
内田魯庵	37	37	44	×	×	196	196	76	63	48	229	268
幸田露伴	43	54	64	注1 128	89	83	85	△	△	△	△	51
永井荷風	×	×	×	×	×	×	85	242	130	120	110	156
田山花袋	×	×	×	×	×	121	121	121	41	71	183	229
島崎藤村	×	×	×	×	×	×	△	131	120	147	172	171
徳田秋声	×	×	×	×	×	×	1115	—	—	—	—	—
有島武郎	×	123	×	671	671	410	—	—	—	—	—	—
武者小路実篤	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	65
谷崎潤一郎	×	×	21	×	×	×	×	×	×	×	161	137
長田幹彦	×	×	×	38	38	61	91	226	231	196	220	262
菊池寛	×	×	×	×	△	×	121	304	165	271	4388	4635
久米正雄	×	×	×	×	×	×	187	73	324	×	×	×
芥川龍之介	×	×	×	×	×	×	187	236	99	90	—	—
三上於菟吉	×	×	×	×	×	×	31	71	71	121	300	301
吉川英治	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	105	×
野間浩治	×	136 ● 98	1009	2161	2161	2308 ● 42	△	26290	41075 ● 57	41075	81700	81691 ● 431
佐藤謙亮	36 ● 62	41 ● 62	48 ● 81	48 ● 98	48 ● 98	123 ● 123	2046 ● 205	7578 ● 589	14997 ● 879	13886	1254	14684
岩波茂雄	×	×	×	265 ● 71	265 ● 71	610 ● 71	×	3991 ● 117	7589 ● 169	7589 ● 169	4382	1032 ● 420
山本美彦	△	×	×	×	×	×	×	×	×	544	544	△
大野孫平	21	21	33	36	36	50	×	1469	964	388	1512	1956

注1 幸田成行ではなく、幸田成友が確保として記載されていたので、誤記の可能性がある。

なお、夏目漱石は、21版は×。それ以降は、一。

21版・22版は、所得税21円以上を納入した者、または営業税61円以上を納入した者。

23版は、「名士」及び、所得税21円以上を納入した者、または営業税61円以上を納入した者。

24版から27版までは、「名士」及び、所得税31円以上を納入した者、または営業税71円以上を納入した者。

28版・29版は、「名士」及び、所得税41円以上を納入した者、または営業税61円以上を納入した者。

30版・31版は、「名士」及び、所得税47円以上を納入した者。

32版は、「名士」及び、所得税50円以上を納入した者、または営業収益税70円以上を納入した者。

表3 『日本紳士録』による所得税額

×は記載なし。△は所得税額の記載なし。●は営業収益税。—は死後の発行のため記載なし。

	33 版	34 版	35 版	36 版	37 版	38 版	39 版	40 版	41 版	42 版	43 版	44 版	45 版	46 版	47 版	48 版	49 版	50 版
夏島純一	4703	15822	16618	235	99	135	132	138	120	905	9825	3282	1173	1017	2314	5590		
徳田牧声	1314	461	170	140	140	197	196	196	120	205	379	507	709	3220	2240			
永井荷風	2421	301	123	170	70	50	59	71	85	120	△	149	142	△	25			
武者小路実篤	2475	290	138	88	63	61	96	136	169	320	784	823	730	1333	1761			
谷崎潤一郎	2475	540	△	287	300	261	120	145	151	108	148	495	49	△	△	930		
長田幹彦	298	1702	379	394	303	383	733	685	540	△	△	918	750	457	758			
菊池寛	4412	3627	2876	4143	5349	4140	4832	1709	6339	17785	33876	30130	36674	40248	50334			
久米正雄	×	△	△	521	739	830	934	1748	1657	2285	1534	2924	4162	2502	3609			
佐藤春夫	849	223	145	407	363	267	253	316	170	230	287	289	337	30	570			
横光利一	×	×	50	50	50	52	52	△	△	162	513	570	320	3932	5006			
片岡鉄兵	×	×	×	×	×	×	50	78	△	△	162	513	570	320	3932	5006		
林美英子	×	×	50	×	×	×	×	×	235	300	300	1708	2688	2500	1500	2482		
阿部知二	×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	△	△	△	534	1549	2500	2764	
宇野千代	×	×	7840	5216	2016	×	×	△	△	△	△	△	△	207	2780	2737	5745	
尾崎士郎	×	×	×	×	×	×	100	△	85	91	158	331	40	△	△	840	1725	
丹羽文雄	×	×	×	×	×	×	×	×	70	177	364	615	900	3150	4740			
三上於菟吉	1916	2865	2866	2215	2215	2215	2215	2215	3165	1421	912	△	△	×	×			
吉川英治	1332	731	1015	978	1125	2215	2190	1799	2215	2401	5959	9602	11798	15222	20338			
大仏次郎	×	△	1566	1566	1566	1567	1566	1566	1566	2611	1622	2266	2104	836	1477			
吉屋信子	×	×	146	268	420	441	1016	1345	1955	4168	4741	3784	5450	16612	420			
江戸川乱歩	692	80	156	324	1255	468	186	307	235	318	884	836	1159	593	420			
野間清治	101379	182	72310	2292	12890	1325	12006	1381	115542	126778	158160	9131	17948	3339	33792	2893		
左藤義彦	3247	5444	5040	17570	7840	5421	2016	424	451	468	528	528	784	50480	2586	10440	187	
岩波文庫	9441	985	2258	672	2617	784	2227	697	2225	646	2225	646	3626	906	7576	1556	5573	1244
山本美彦	1230	5320	553	1400	858	1400	919	1117	254	776	229	776	198	198	△	△	△	
大野孫平	2338	2418	2711	2683	2689	2771	4347	4948	7338	12507	22505	28490	36395	39056	27211			

33 版から 35 版までは「名士」及び、所得税 50 円以上、または営業収益税 70 円以上を納入した者。
 36 版から 41 版までは「名士」及び、第三種所得税 80 円以上、または営業収益税 70 円以上を納入した者。
 42 版は、「名士」及び、第三種所得税 80 円以上、または営業収益税 70 円以上を納入した者。
 43 版は、「名士」及び、第三種所得税 100 円以上、または営業収益税 80 円以上を納入した者。
 44 版は、「名士」及び、分種所得税 120 円以上、または営業収益税 100 円以上を納入した者。
 45 版は、「名士」及び、分種所得税 300 円以上、または営業収益税 100 円以上を納入した者。
 46 版は、「名士」及び、総合所得税を納入した者。なお、この版は総合所得税で、●は分類税となる。
 47 版は、「名士」及び、昭和 17 年度総合所得税 360 円以上を納入した者。

注

- (1) 漱石の引用は、岩波書店版『漱石全集』（平5・12〜11・3刊）による。
- (2) 拙著『カネと文学 日本近代文学の経済史』（平25・3刊）の第二章「文学では食べられない！」を参照されたい。
- (3) 昭和22年の改正以前の所得税は、世帯単位課税方式であって、個人の収入を把握するのに最適な目安ではない。また、課税の方式が時期によって変更されるうえに、所得の査定が地域ごとの調査委員会の決議によるものであったために、実際の収入とずれている可能性もある。大正10年8月29日付「読売新聞」朝刊の「文士諸氏の所得調べ」では、四谷税務署管内の一位は夏目家の「七千円」と伝えるが、これは実態と対応していないだろう。したがって、今回の表はあくまで目安であり、同じ版の他の作家たちとの比較が重要だと思われる。また、出版ビジネスの動向を確認するために、講談社の野間清治、新潮社の佐藤義亮、岩波茂雄、改造社の山本実彦、東京堂の大野孫平、文藝春秋社の菊池寛も調査した。なお、『日本紳士録』は都市単位で調査されているために、居住地が一定していないと掲載されない。後の版になればなるほど、調査対象都市が増えて、掲載される「紳士」が増加していく傾向がある。
- (4) この時の岩波茂雄の仕事は大正三年末から翌年にかけて行われた台湾総督府図書館のための一万円に及ぶ図書購入のことだと思われる。したがって、安倍能成が『岩波茂雄伝』（昭32・12刊）で指摘しているように、『心』出版以後のことだろう。
- (5) 犬塚は明治29年「東京高商を卒業後、大蔵省、大阪鴻池銀行を経てロンドンに留学。ケンブリッジ、ロンドン両大学で経済および商業学を修め、三十八年に帰国して第一銀行に入った」（石崎等「注解」『漱石全集』第20巻 平8・7刊）。
- (6) 漱石は「家計が逼迫してゐた」ことに気づかず、『吾輩は猫である』が出版されて、印税が入るようになって、さすがに印税のことが気になって、鏡子に印税の使い道をたずねて、「初めてこれ迄の苦しかった生活のやりくりをしてゐたこと」を知った（『猫』の出版）という。
- (7) 河野は大正10年3月24日事業界の不振にため窮地に陥り、14年11月31日振出の無効手形で被訴、昭和4年12月24日破産宣告（小川功「泡沫会社発起の虚構ビジネス・モデルと「虚業家」のネット・ワーク」『彦根論叢』平19・11）された。
- (8) 松岡讓の「ああ漱石山房」（『ああ漱石山房』昭42・5刊）の説明は久仁真珠の失敗などから生じた財政的な危機を明らかにしていないために、問題の所在がわかりにくくなっていると思われる。

(9) この他に、漱石の遺品の売り立てを行って、夏目家は凌ごうとしていた（悲運の夏目家／漱石の遺品売立」「読売新聞」昭和9・9・18朝刊）。ちなみに、松岡の「ああ漱石山房」によれば、昭和19年に「山房の蔵書」は「小宮豊隆さんの口きまで」「東北大学にソックリ身売りされ」た。また、「読売新聞」によれば、山房そのものは空襲で焼けて、「戦後地主が国に物納したのを東京都が都有地として払下げを受け」（「ネコの墓石」も解体／都営住宅が建つ漱石山房跡」昭和27・5・25朝刊）た。一部に都営住宅が建設され、一部が新宿区立漱石公園となっている。

(10) この点については、拙稿「岩波茂雄と夏目漱石」（漱石研究）平12・10）を参照されたい。また、夏目家は、昭和5年ごろに改造社からも全集を出版しようとして、岩波書店と一悶着を起こしていた（寺田寅彦の小宮豊隆宛書簡 昭和5・11・1付、12・4付を参照）。出版はされなかったが、こうしたトラブルも岩波書店の冷たい対応に結び付いているだろう。

(11) ただし、夏目鏡子述「漱石をめぐる人々」（文芸）昭和25・6）によれば、鏡子は商標登録に関わっていなかったらしい。

なお、本稿は、平成27年度科学研究費助成事業「一九五〇―七〇年代における文化資本・文化産業としての文学に関する総合的研究」（基盤研究（C））の助成を受けている。